

明石市第 4 次地域福祉計画の素案について

1 趣旨

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、本市が推進する地域福祉の方向性や具体的な取組を示す計画として策定するものです。本年度をもって現計画の期間が終了することから、令和 4 年度からの福祉施策の方向性等を示す「明石市第 4 次地域福祉計画」を策定するにあたり、計画素案につきまして、別添のとおり報告いたします。

2 計画素案の概要

(1) 計画期間

令和 4 年度から令和 7 年度までの 4 年間

(2) 基本理念について

「(仮称)あかしSDGs推進計画」が定めるまちづくりの方向性を踏まえ、基本理念を「いつまでも すべてのひとに やさしい共生社会を みんなで」と設定し、地域共生社会の実現を目指していきます。

また、本計画においても第 1 次から第 3 次までの地域福祉計画で掲げてきた計画名称である「共に生き、支え合いを育む“明石ほっとプラン”」を継承します。

(3) 施策展開の基本的な考え方

本計画では、基本理念を実現していくために、以下の 4 つの基本目標を設定します。

- | | |
|--------|---|
| 基本目標 1 | 助け合う・支え合う意識の向上
“「我が事」意識の醸成と支え合い活動の実践” |
| 基本目標 2 | 多様な交流の場・居場所づくり
“参加・交流により「つながり」を育む” |
| 基本目標 3 | 地域における見守りと相談・支援体制の充実
“「ワンストップ」「チーム」「アウトリーチ」で地域での安心した生活を実現する” |
| 基本目標 4 | 地域共生社会に向けた包括的な支援の推進
“包括的な支援で誰一人取り残さない共生社会を推進する” |

また、4 つの基本目標の達成に向け、16 の地域福祉を推進するための施策を展開していきます。

なお、基本目標及び施策展開については、別紙「明石市第 4 次地域福祉計画に係る施策展開の基本的な考え方」のとおりです。

(4) 重点的な取組について

計画に位置付けた多岐にわたる各種施策の中で、基本目標ごとに特に優先的に取り組む重点施策を設定するとともに、重点施策の達成状況を把握するために目標指標を設定します。

3 これまでの取組と今後のスケジュール

2021年	6月	第1回社会福祉審議会	計画策定について
	6月～7月	アンケート調査の実施	
	11月	第2回社会福祉審議会	計画素案の提示
	12月	パブリックコメントの実施	
2022年	2月	第3回社会福祉審議会	最終案の確定
	3月	市議会に最終案を報告	